

## ◆◆平成16年6月に年金改正法が成立◆◆

平成16年6月に年金改正法が成立し、段階的に改正が行なわれることとなりましたので概要についてお知らせいたします。  
なお、基金の対応など詳細につきましては、随時ご案内をさせていただく予定としております。

### (1) 厚生年金保険料の引き上げ 「平成16年10月施行」

現在の13.58%(加入員・事業主折半)の保険料を2017年9月までの間、毎年0.354%ずつ引き上げ、以降は18.30%(加入員負担9.15%)で固定となります。

### (2) 年金給付額の抑制 「平成16年10月施行」

負担と給付のバランスをとるため、マクロ経済スライド(賃金・物価スライド)を取り入れ年金額の伸びが抑制されます。ただし、現役モデル世帯の手取り年収の50%を下回らないよう配慮されることとなっています。

### (3) 育児支援の拡充 「平成17年4月施行」

現在の育児休業免除期間について「子が1歳になるまで」から、「子が3歳になるまで」に延長されると共に、期間中の賃金が減少となる場合は、従前の賃金に基づき年金額が算定されます。

### (4) 在職中の年金給付見直し等 「平成17年4月施行」

#### ① 60～64歳までの年金給付 「平成17年4月施行」

制度変更前	一律で20%減額し、減額後の年金月額と賃金の合計額が一定水準を超える場合、賃金の額に応じて支給割合が決定されます。
制度変更後	年金月額と賃金の合計額が一定水準を超える場合、賃金の額に応じて支給割合が決定されます。

#### ② 65歳以上の年金給付 「平成19年4月施行」

- a) 65歳からの老齢厚生年金の繰り下げ受給が可能となり、繰り下げた期間に応じて増額されます。
  - b) 70歳以上の在職者にも在職老齢年金(65歳以上)の制度が適用され、年金月額と賃金の合計額が一定水準を越える場合は減額となります。
- \* 一定の水準を越えない場合は、全額支給されます。

### (5) 企業年金(厚生年金基金)の充実

#### ① 免除保険料率凍結の解除と算定の見直し 「平成17年4月施行」

- a) 凍結されていた免除保険料率(注1)が解除され、各基金の財政状況に応じて適用されることとなり、上限についても3.0%から5.0%へ引き上げとなります。
- b) 免除保険料率の算定方法について、予定利率(注2)5.5%が3.2%に引き下げられることで、将来必要とされる基金の財源が確保されることとなります。

#### ② 厚生年金本体との中立を維持 「平成17年4月施行」

最低責任準備金(注3)の算定方法について、厚生年金本体の実績の使用が継続されることで、基金の資産運用において2004年度の目標利回り0.21%となります。また、最低責任準備金が定められた割合を下回った場合は、国から基金への資金手当がされます。

#### ③ 基金間のポータビリティ確保 「平成17年10月施行」

異なる企業年金制度間で資産の持ち運びが可能となり、転職等により一時的に精算することなく継続加入が可能となります。

追記 上記改正のほか「離婚時の年金分割」「遺族年金の見直し」「ポイント制の導入」などが盛り込まれています。

#### 注1) 免除保険料率

厚生年金基金に加入することで、国へ納める保険料が免除される割合。免除された保険料を基金に納めていただき、国に代行して年金を給付する原資となります。

#### 注2) 予定利率

年金額の算定にあたって、原資となる保険料に付利される一定の率。将来的に必要とされる給付を基に、現在の適正な資産額を計算する際に使用され、制度発足以来5.5%の予定利率が適用されていました。

#### 注3) 最低責任準備金

基金が国に代行して給付を行う部分に相当する資産。基金が解散又は代行返上をする場合、国に返還する額となります。